

# 平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	32	府省庁名	経済産業省 中小企業庁
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	中小企業等の貸倒引当金の特例の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>資本金1億円以下の中小企業等については、貸倒引当金の繰入限度額の計算は、貸倒実績率によらずに法定繰入率によることができることとされているが、事業協同組合（事業協同小組合及び協同組合連合会を含む）及び商工組合（商工組合連合会を含む）（以下「組合」という。）については、さらに繰入限度額を10%増しとすることが認められているところ。</p> <p>本税制の割増措置の適用期限を2年間（平成32年度末まで）延長する。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>中小企業等の貸倒引当金の特例の延長について、国税において延長が認められた場合、法人住民税法人割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。（租税特別措置法第57条の9、第68条の59において措置された場合、国税との自動連動を図る。）</p>		
関係条文	<p>地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号、租税特別措置法第57条の9、第68条の59、同法施行令第33条の7、第39条の86</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — （ ▲ 3,472 の内数 ） [平年度] — （ ▲ 3,472 の内数 ）</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>組合は、中小企業等が、相互扶助の精神に基づき、協同して事業に取り組むことによって、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的行為の向上を図ることを目的に設立されたものである。</p> <p>そのため、組合の貸倒れに係るリスクへの対応力を充実させることにより、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の健全な取引活動を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>組合は実施する共同経済事業の内容に応じて、金銭債権（共同販売・共同受注）、貸付債権（資金の貸付）等を有することとなり、その取引先は財務基盤が脆弱で倒産する確率が高い中小企業が多い。</p> <p>仮に取引先が倒産した場合には、組合の財務が毀損し、組合事業の停滞などにより、その損害や取引不安が組合や組合員はもとより、組合の債権者等にまで連鎖的に波及することが懸念される。また、組合員は製品の販売等において共同経済事業に依存していることから、組合員の経営に甚大な影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>これらのことから、本税制措置によって中小企業の財務基盤の強化を図る必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 経営安定・取引適正化																										
	政策の達成目標	組合の貸倒れに係るリスクへの対応力を確保し、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図る。																										
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成31年4月1日～平成33年3月31日（2年間）																										
	同上の期間中の達成目標	組合の貸倒れに係るリスクへの対応力の確保及び経営基盤の安定・強化																										
政策目標の達成状況	<p>本税制措置は、貸倒れが発生した場合に備えて貸倒引当金の引当を促す措置であり、具体的な目標達成金額等はないが、参考指標として、中小企業者の資金繰りDIがプラスに転じることが挙げられる。</p> <p>【資金繰りDIの推移（前年同月比）】</p> <table border="0"> <tr> <td>平成25年3月期</td> <td>▲19.2</td> <td>平成28年3月期</td> <td>▲13.0</td> </tr> <tr> <td>平成25年9月期</td> <td>▲13.2</td> <td>平成28年9月期</td> <td>▲13.9</td> </tr> <tr> <td>平成26年3月期</td> <td>▲5.8</td> <td>平成29年3月期</td> <td>▲10.3</td> </tr> <tr> <td>平成26年9月期</td> <td>▲14.7</td> <td>平成29年9月期</td> <td>▲9.3</td> </tr> <tr> <td>平成27年3月期</td> <td>▲13.5</td> <td>平成30年3月期</td> <td>▲8.7</td> </tr> <tr> <td>平成27年9月期</td> <td>▲13.3</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※ 出典：全国中小企業団体中央会「中小企業月次景況調査」（調査対象：2,600組合の役職員）</p>				平成25年3月期	▲19.2	平成28年3月期	▲13.0	平成25年9月期	▲13.2	平成28年9月期	▲13.9	平成26年3月期	▲5.8	平成29年3月期	▲10.3	平成26年9月期	▲14.7	平成29年9月期	▲9.3	平成27年3月期	▲13.5	平成30年3月期	▲8.7	平成27年9月期	▲13.3		
平成25年3月期	▲19.2	平成28年3月期	▲13.0																									
平成25年9月期	▲13.2	平成28年9月期	▲13.9																									
平成26年3月期	▲5.8	平成29年3月期	▲10.3																									
平成26年9月期	▲14.7	平成29年9月期	▲9.3																									
平成27年3月期	▲13.5	平成30年3月期	▲8.7																									
平成27年9月期	▲13.3																											
有効性	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30年度</th> <th>H31年度</th> <th>H32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特例利用見込組合数</td> <td>9,798</td> <td>9,705</td> <td>9,613</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 全国中小企業団体中央会調査による貸倒引当金実施比率・特例利用実施比率と同様に推移すると仮定し、組合数の動向を踏まえて見込組合数を推計した。</p>				H30年度	H31年度	H32年度	特例利用見込組合数	9,798	9,705	9,613																
		H30年度	H31年度	H32年度																								
特例利用見込組合数	9,798	9,705	9,613																									
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>組合の主力事業である共同販売等の貸倒れにより、組合事業が停滞することは、組合・組合員はもとより、その債権者を巻き込んだ多数の関係企業の事業継続を困難にさせる。</p> <p>本税制措置により財務基盤を強化することにより、組合の共同事業の破綻、およびそれに起因する中小企業の連鎖倒産を回避するとともに、企業が集積する地域経済への悪影響を回避する。</p>																											
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—																										
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																										
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																										
	要望の措置の妥当性	<p>組合の取引先が倒産した場合、組合事業の停滞などにより、その損害や取引不安が組合や組合員はもとより、組合の債権者等にまで連鎖的に波及する。また、組合員は共同経済事業に依存していることから、そのリスクは個々の組合員の事業存続に甚大な影響を及ぼす。</p> <p>そのため、貸倒引当金の繰入れを十分に行い、その損害や取引リスクを軽減することによって、組合の健全な発展と組合員及び債権者の企業経営も継続可能となる。</p>																										
ページ	32—2																											

全国中小企業団体中央会調査によると、平成29年度において全体の約3割の組合（9,892組合）が貸倒引当金を見積もっており、このうち約9割の組合（9,759組合）が本税制措置を利用している。

【貸倒引当金適用実績の推移】

（単位：百万円）

		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
減収額実績	国税	286	311	260	401	292
	地方税	149	148	124	191	139
組合総数		30,020	29,667	29,154	28,970	28,696
繰入実施組合数 （実施割合）		8,826 (29.4%)	8,307 (28.0%)	7,434 (25.5%)	10,799 (37.2%)	9,892 (34.4%)
引当金繰入額 （1組合平均）		24,775 (2.8)	24,124 (2.9)	21,715 (2.9)	23,047 (2.1)	27,037 (2.7)
特例利用組合数		8,552	8,099	7,137	10,059	9,759
特例繰入限度額 （1組合平均）		14,034 (1.6)	15,275 (1.9)	12,754 (1.8)	19,725 (1.9)	16,921 (1.7)

※ 出典：全国中小企業団体中央会調査による推計。

貸倒引当金の繰入実施組合は全体の約3割となっており、平成27年8月の全国中小企業団体中央会「事業協同組合実態調査報告書」によると、債権回収リスクが比較的高い事業である「共同受注事業」（26.3%）、「共同販売事業」（19.2%）等が多く実施されていることから、本税制措置は実質的な適用対象組合でほぼ利用されている。また、本税制措置は幅広い業種で利用されている。

【組合の実施事業の割合】（複数回答あり）

	割合
共同受注事業	26.3%
共同販売事業	19.2%
事業資金の貸付事業	19.7%
債務保証事業	10.7%

※ 出典：平成27年8月全国中小企業団体中央会「事業協同組合実態調査報告書」（有効回収組合数：2,271組合）

【引当実施組合の業種別割合の推移】

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
製造業	27.8%	27.2%	26.2%	25.4%	23.2%
建設業	16.1%	16.4%	18.2%	17.8%	17.3%
運輸業	8.9%	10.0%	10.5%	11.1%	13.2%
卸売業	9.6%	9.1%	9.6%	7.8%	8.2%
小売業	13.4%	13.6%	11.4%	14.4%	11.4%
サービス業	13.2%	12.0%	11.7%	10.4%	12.1%

※ 出典：全国中小企業団体中央会調査

税負担軽減措置等の適用実績

「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績

道府県民税 377,583千円の内数  
事業税 3,075,437千円の内数  
市町村民税 1,144,550千円の内数  
地方法人特別税 1,328,589千円の内数  
※ 平成28年度の適用状況

税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）

組合の主力事業である共同販売等の貸倒れにより、組合事業が停滞することは、組合・組合員はもとより、その債権者を巻き込んだ多数の関係企業の事業継続を困難にさせる。  
本税制措置により財務基盤を強化することにより、組合の共同事業の破綻、およびそれに起因する中小企業の連鎖倒産を回避するとともに、企業が集積する地域経済への悪影響を回避する。

<p>前回要望時の 達成目標</p>	<p>本税制措置により、貸倒れに係るリスクへの対応力を確保し、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図る。</p>
<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由</p>	<p>中小企業者の資金繰り DI について、前回要望時から改善しているもののマイナスで推移しており、プラスに転じていない。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和 25 年度 貸倒準備金制度創設  昭和 39 年度 貸倒引当金への変更  昭和 41 年度 中小企業等の特例創設（割増率 20%）  昭和 55 年度 中小企業等の割増率の縮減（割増率 20%→16%）  平成 12 年度 公益法人等及び協同組合等を除き、廃止  平成 17 年度 2 年延長  平成 19 年度 2 年延長  平成 21 年度 2 年延長  平成 23 年度 1 年延長  平成 24 年度 3 年延長  貸倒引当金制度の対象の限定（中小法人等）  組合等の割増率の縮減（割増率 16%→12%）  平成 27 年度 2 年延長  平成 29 年度 2 年延長  組合等の割増率の縮減（割増率 12%→10%）</p>